

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称 : 一級河川 木津川外 木津川水門外光伝送路設備移設工事

光伝送路は、高潮及び津波発生時に遠隔操作にて水門の閉鎖を行い、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、津波時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、西大阪治水事務所と各水門を遠隔監視設備で構成している光伝送路（光ファイバーケーブル）の移設工事であり、配管配線の移設及び通信試験を行うものである。

遠隔監視制御の一部である光伝送路は西大阪治水事務所から各水門への情報を伝送する重要な使命を担っており、当該設備の通信試験を行うには、当初設置した業者が独自に開発した技術が必要とされる。

従って、本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等の特別な能力が必要である。

以上より、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社から維持補修業務を移管された西菱電機株式会社（大阪支社）以外にいないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。